

だい しょう
第5章 「2 しょうがいふくし さーびすとう
障害福祉サービス等
かん せい かもくひょう
に関する成果目標」にかかる
き さいないよう へんこうかしょ
記載内容の変更箇所

さっぽろし ほ けんふく し きょくしょう ほ けんふく し ぶ しょう ふくし か
札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

2 障害福祉サービス等に関する成果目標

障がいのある方の自立支援の促進や共生社会の実現に向け、障害福祉計画(第8期)や障害児福祉計画(第4期)などの国の基本指針に即して、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として成果目標を設定します。

(1) 成果目標1 入所施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行者数

施設に入所している方の高齢化や障がい程度の重度化などが進んでいることから、地域移行者数の伸びは鈍化傾向にありますが、介護・見守り体制の充実をはじめとした目標達成に向けた方策を講じることで、国の基本指針を参考に、2021～2024年度の年平均増加率(2.2%)の達成を目指すこととし、2029年度末までに70人(3.8%)以上の方が地域へ移行することを目標として設定します。

札幌市 障がい福祉計画(第8期)・ 障がい児福祉計画(第4期)の成果目標	かんが かん 考え方
2025年度末の施設入所者1,816人のうち、2029年度末において70人(3.8%)以上の方が地域生活に移行することを目指します。	2021～2024年度の平均 増加率から推計

施設入所者数の減少

地域移行以外の減少要因には死亡や長期入院等が挙げられますが、障がいの重い方を受け入れるグループホームの整備などによる施設入所者数自体の減少も重要です。

国の基本指針や施設入所支援のサービス利用実績から、2029年度末には5%の減少を見込み、2025年度末の施設入所者数(1,816人)を、2029年度末までに91人(5%)以上減少することを目指して設定します。

札幌市 障がい福祉計画(第8期)・ 障がい児福祉計画(第4期)の成果目標	かんが かん 考え方
2029年度末の施設入所者を、2025年度末の施設入所者数1,816人から91人(5%)以上減少することを目指します。	くに 基本指針に準ずる

(2) 成果目標 2 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

就労移行支援事業及び就労継続支援事業における一般就労への移行に向けた取組を評価するため、引き続き、一般就労への移行に係る目標として、移行者数を確認していく必要があります。

また、就労移行支援事業については、事業目的の実現や事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、サービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合も目標として設定していくことが求められます。

このため、2029年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2024年度の移行実績の1.23倍(799人)とすることなどをめざすほか、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目ざして設定します。

札幌市障がい福祉計画(第8期)・ 障がい児福祉計画(第4期)の成果目標	かんが かん 考 え 方
2029年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2024年度の移行実績の1.23倍(799人)とすることを目ざします。また、就労移行支援事業は1.16倍(396人)、就労継続支援A型は1.13倍(111人)、就労継続支援B型は1.40倍(292人)とすることを目ざします。	2023～2025年度の年平均 就労移行率をサービス 利用者数に乗じて設定
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目ざします。	くに きほんしん しん じゅん 国の基本指針に準ずる

2023年度～2025年度の福祉施設(就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型)におけるサービス利用者数のうち、一般就労への移行者数の割合を計算し(各41.94%、5.07%、1.67%)、2029年度の各福祉施設における一般就労への移行者数を算出しています。

就労定着支援事業及び就労選択支援事業の利用者数

近年、多様な障がい特性のある方を含めた働く障がいのある方が増加しており、2018年に改正された障害者総合支援法において、新たに就労定着支援事業が創設されました。企業等における定着支援としては、ハローワークによる関係機関と連携した支援やジョブコーチの派遣などの雇用政策による支援、障害者就業・生活支援センターによる就業面・生活面の一体的な支援に加え、就業に伴う生活面の支援などを行っており、雇用・福祉施策それぞれの分野における地域の関係機関の連携を強化する必要があります。こうしたことから、国の基本指針に準じて、2029年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2024年度末実績の1.47倍以上を目指すことを目標として設定します。

また、2025年には、本人の自立に向けた一般就労への移行を含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業が創設されました。その利用を促すため、国の基本指針に準じて、2029年度末の就労選択支援事業の利用者数について、1,300人以上とすることを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
2029年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2024年度末実績の1.47倍以上を目指す。	国の基本指針に準ずる
2029年度末の就労選択支援事業の利用者数について、1,300人以上とすることを目標します。	国の基本指針に準じ、 人口比を用いて設定

（3）成果目標3 障がい児支援の提供体制の整備等

インクルージョンの推進（新規）

障がいの有無にかかわらず全ての子どもが共に育つ環境整備を進めるため、障がいのある子どもの地域社会への参加や包容（インクルージョン）の取組をさらに推進する必要があります。このため、2029年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
インクルージョン推進のため、2029年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。	国の基本指針に準ずる

医療的ケア児等への支援

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の都道府県、圏域及び市町村への設置率は増加傾向にあり、本市でも2018年度に設置しています。こうした場を活用しながら、2021年に施行された医療的ケア児支援法や、その後の法改正を踏まえ、引き続き、地域における医療的ケア児等（成人期に移行した者や重症心身障がい児者を含む。）やその保護者に関する取組を進めていく必要があります。

このため、2029年度末までに、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進することを目 標として設定します。

札幌市 障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目 標	かんが かんが 考 え 方
2029年度末までに、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進します。	げんこう とりくみ けいぞく 現行の取組を継続

障害児入所施設からの円滑な移行調整

令和6年施行の児童福祉法改正において、障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体は都道府県及び政令市であることが明確化されました。また、一定年齢以上で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障がい等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続が可能とされました。

これらの動きを受けて、国の基本指針に準じて、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、必要に応じて、2029年度末までに、移行調整に係る協議の場を設置することを目指すことを目 標として設定します。

札幌市 障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目 標	かんが かんが 考 え 方
入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、必要に応じて、2029年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目指す。	くに きほんしん しん じゅん 国の基本指針に準 ずる

強度行動障がい^{きやうどうどうしやう}の状態^{じやうたい}にある児^この支援^{しえん}のための体制整備^{たいせいせいび}（新規^{しんき}）

強度行動障がい^{きやうどうどうしやう}の状態^{じやうたい}にある児^こについて、現状^{げんじやう}では障がい児支援^{しえん}において受入^{うけいれ}が困難^{こんなん}であるため、同居^{どうきよ}する家族^{かぞく}にとって重い負担^{おもいふたん}となることや、受け入れた事業所^{じぎやうしよ}において適切な支援^{てきせつしえん}を提供^{ていきやう}することができず、意欲^{いよく}ある支援者^{しえんしや}が苦悩^{くのう}・疲弊^{ひへい}し、本人^{ほんにん}の状態^{じやうたい}がさらに悪化^{あくか}するなどの実情^{じつじやう}もあります。

このため、2029年度末^{ねんどまつ}までに、強度行動障がい^{きやうどうどうしやう}を有^{ゆう}する児^こやその保護者^{ほごしや}に対する支援^{しえん}の取組^{とりくみ}を推進^{すいしん}することを目標^{もくひやう}として設定^{せってい}します。

札幌市障がい福祉計画（第8期） 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
2029年度末までに、強度行動障がい ^{きやうどうどうしやう} を有 ^{ゆう} する児 ^こ やその保護者 ^{ほごしや} に対する支援 ^{しえん} の取組 ^{とりくみ} を推進 ^{すいしん} します。	国の基本指針に準 ^{じゆん} ずる

（4）成果目標4 地域生活支援の充実^{せいかもくひやう}

地域生活支援拠点等の検証と効果的な支援体制の構築^{ちいきせいかつしえんきよてんとう}

障がいのある方^{かた}の重度化^{じゅうどか}・高齢化^{こうれいか}や「親亡き後^{おやなあと}」を見据え、緊急時^{きんききゆうじ}の対応^{たいおう}や施設等^{しせつとう}からの地域移行^{ちいき}を支援する地域生活支援拠点等^{ちいきせいかつしえんきよてんとう}を整備^{せいび}しています。障がいのある方^{かた}の地域生活への移行^{いこう}の支援及び地域生活支援の充実^{しえんおよ}を図^{はか}るため、地域の支援ニーズ^{ちいきしえん}の把握^に、社会資源^{はあく}の活用^{しゃかいしげん}、関係機関^{かつやう}の連携等^{かんけいきかん}を進め、効果的な支援体制^{れんけいとう}を構築^{すず}することが必要^{ひつやう}です。

こうしたことから、国の基本指針^{くに}に準^{じゆん}じて、2029年度末^{ねんどまつ}までの間^{あいだ}、地域生活支援拠点等^{ちいきせいかつしえんきよてんとう}について、年1回^{ねんかい}以上^{いじやう}、支援の実績等^{しえん}を踏まえ運用^{じっせきとう}状況を検証^ふ及び検討^{うんやうじやうきやう}し、効果的な支援体制^{けんしやうおよ}の構築^{けんとう}を進めることを目標^{もくひやう}として設定^{せってい}します。

札幌市障がい福祉計画（第8期） 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
2029年度末までの間 ^{ねんどまつ} 、地域生活支援拠点等 ^{ちいきせいかつしえんきよてんとう} について、年1回 ^{ねんかい} 以上 ^{いじやう} 、支援の実績等 ^{しえん} を踏まえ運用 ^{じっせきとう} 状況を検証 ^ふ 及び検討 ^{うんやうじやうきやう} し、効果的な支援体制 ^{けんしやうおよ} の構築 ^{けんとう} を進めます。	国の基本指針に準 ^{じゆん} ずる

強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の充実

強度行動障がいを有する方は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困りごとが著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要です。現状では、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状況がさらに悪化するなどの実情もあります。

こうしたことから、国の基本指針に準じて、2029年度末までに、関係機関等による協議を踏まえた支援体制の充実に取り組むことを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
強度行動障がいを有する方への支援について、2029年度末までに、関係機関等による協議を踏まえた支援体制の充実に取り組みます。	国の基本指針に準ずる

（5）成果目標5 相談支援体制の充実・強化等（新規）

指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案（セルフプラン）について、札幌市では他都市と比較してセルフプラン率が高い傾向にあることから、適切なサービスを提供するためにも、障害福祉サービス利用者における現状把握・分析等を行いながら、のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援体制を確保する必要があります。

こうしたことから、2029年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
2029年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることをめざします。	国の基本指針に準ずる

(6) 成果目標 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

持続可能で安定的な障害福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とともに、それを担う人材が必要となります。

こうしたことから、市職員向けの取組と事業所支援の取組を両輪で推進していくことで、2029年度末までに、障害福祉サービス等の質の更なる向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進することを目 標として設定します。

なお、本成果目標の進捗については、「4(12) 障害福祉サービス等の質の向上(154 頁)」の各項目の進捗をもって評価・検証を行います。

また、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度において、各事業所の情報が適切に公表されることが重要です。

このことから、国の基本指針に準じ、2029年度末までに、事業所の情報公表率及び更新率を100 % とすることを目標として設定します。

札幌市 障がい福祉計画(第8期)・ 障がい児福祉計画(第4期)の成果目標	かんが かつ 考 え 方
2029年度末までに、障害福祉サービス等の質の更なる向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進します。	げんこう とりくみ けいぞく 現行の取組を継続
2029年度末までに、事業所の情報公表率及び更新率を100 % とすることをめざします。	くに きほんししん じゅん 国の基本指針に準ずる

(7) 成果目標7 障がいのある方に対する理解促進（札幌市独自設定）

障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちとするためには、障がいのある方などに対する偏見や無理解といった意識の障壁を解消する心のバリアフリーを一人一人が理解することで、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことが必要となります。

こうしたことから、継続して心のバリアフリーの普及啓発に取り組むこととし、心のバリアフリーの意味も含めて理解している方の割合を2025年度の34.8%から2029年度で50.0%となるよう目標値として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
心のバリアフリーを理解している方の割合について、2029年度で50.0%を目指します。	障がい者計画の基本 目標及び重要課題の 解決に資する項目として 設定